

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則 の一部を改正する省令について

1. 背景

令和 5 年通常国会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和 5 年 4 月 28 日に公布された。

改正法による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（以下「地域交通法」という。）における道路運送高度化事業に関する内容については、改正法公布後 3 か月以内に施行することとされているところ、これに伴い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成 19 年国土交通省令第 80 号）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

改正法において、道路運送高度化事業の一類型として、先端的な技術を活用することにより旅客の運送に要する時間の短縮に資するものとして国土交通省令で定める要件を満たす設備を用いる事業が新設されたことを踏まえ、以下の規定を設けるほか、所要の改正を行う。

(1) 先端的な技術を活用した旅客の運送時間の短縮に資する設備の要件（第 6 条関係）

地域交通法第 2 条第 7 号ロに基づき、国土交通省令で定める設備の要件について、以下のとおり定めることとする。

- ① 運行経路指示システムであること。
- ② ICカード、クレジットカード、二次元コードその他の方法を用いて運賃又は料金を円滑に支払うことができるものであること。
- ③ 道路運送高度化事業の用に供する自動車の運行管理、充電その他の運送を実施するために必要な行為を効率的に行うことができるものであること。
- ④ ①～③のほか、先端的な技術を活用することにより旅客の運送に要する時間（運送の申込みから運送の開始までに要する時間を含む。）の短縮に相当程度資すると認められるものであること。

(2) タクシー特措法における準特定地域の協議会への意見聴取方法（第 17 条の 2 関係）

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「タクシー特措法」という。）では、同法に規定する準特定地域において、供給輸送力を増加させる事業計画の変更の際には関係地方公共団体等から構成される協議会の意見を聴取することとされている。

地域交通法第 14 条第 4 項では、タクシー特措法を踏まえ、当該変更を内容に含む道路運送高度化実施計画の認定を行う際は当該協議会の意見を聴くこととしたところ、具体的な意見聴取の方法として、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成 21 年国土交通省令第 58 号）と同様の手続を定めることとする。

3. スケジュール

公 布：令和 5 年 6 月 30 日

施 行：改正法の一部の施行の日（令和 5 年 7 月 1 日）